

盛岡広域振興局長告示第62号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

令和5年12月22日

盛岡広域振興局長 佐々木 隆

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 雫石東八幡平線
- 3 変更の区間並びに当該区間に係る敷地の幅員及びその延長

| 区 間 | 新旧の別 | 敷地の幅員 | 延 長 |
|------------------------------|------|----------------|------------|
| 岩手郡雫石町長山猿子65番1地先から113番15地先まで | 新 | m 14.0～12.3 | m 216.9 |
| | 旧 | 12.4～11.4 | 216.9 |

- 4 変更の区間を表示した図面を縦覧に供する場所及び期間
 - (1) 場所 盛岡広域振興局土木部
 - (2) 期間 令和5年12月22日から令和6年1月22日まで